住居確保給付金について【転居費用補助】

住居確保給付金(転居費用補助)は、離職や会社の都合による収入の著しい減少によっ て経済的に困窮し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方に対 し転居のための費用の一部を支給することで、家計改善および新たな住居の確保ができ るよう支援するものです。

1. 対象者の要件(以下の条件すべてを満たすことが必要)

① (1)生計中心者(=申請者)が離職後2年以内である、もしくは、 生計中心者(=申請者)が自己の理由・都合によらない就業機会等の減少により、 離職と同程度の状況であること。

(1)の場合であって、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがあること。

- ② 収入が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請月において、申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の収入の合計が次 の基準額に家賃額を加えた額以下であること。

単身世帯 81,000 円 + 2人世帯 123,000 円 + 3人世帯 157,000 円 + 4人世帯 194,000 円 + 5人世帯 <u>232,000 円</u> + 6人世帯 269,000 円 +

7 人世帯 <u>306,000 円</u>+ 8 人世帯 <u>339,000 円</u>+

9人世帯 372,000円+

⑤ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の手持金・預貯金などの金融資産の 合計が次の金額以下であること。

単身世帯 486,000 円 2 人世帯 738,000 円

3人世帯

942,000 円 4 人世帯以上 1,000,000 円

- ⑥ 家計改善事業において、転居により家計全体の支出を削減する必要があるが、そのた めの費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付・貸付を、申請者及び申 請者と生計を同一にしている同居者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者のいずれもが暴力団員でないこと。

2. 支給額の上限

単身世帯: 105,600 円以内 2 人世帯: 126,000 円以内

 $3 \sim 5$ 人世帯: 137,400 円以内 6 人世帯: 147,000 円以内 7 人世帯以上: 165,000 円以内

3. 支給の対象となる費用

- ・転居先の住居に関する費用(礼金・仲介手数料・家賃債務保証料等)
- ・転居先への家財の運搬費用
- ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用

※敷金、契約時に払う家賃、家財や設備の購入費は対象になりません。

※引っ越しをキャンセルしたとき等にかかる費用は対象になりません。

お問い合わせ:四日市市役所3F 保護課 059-354-8076